

岩手県告示第182号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成25年岩手県告示第510号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成26年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市及び気仙郡住田町
- 2 実施した期間 平成25年7月4日から平成26年2月10日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）